

マレーシアの鳥インフルエンザの清浄性に関する リスク評価の概要について

1 背景

- (1) マレーシア産生鮮家きん肉の我が国への輸入は、2004年8月に同国において高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）が発生したことから、我が国は輸入を停止した。その後、同国は2007年9月に国際獣疫事務局（OIE）へ同疾病の清浄化を宣言し、同年10月、我が国に対し輸入停止措置解除の要請があった。
- (2) このため、質問票の送付等を通じた情報の確認及び現地調査（本年2月に実施）をもとに、マレーシアからの生鮮家きん肉の輸入を解禁した場合の高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）等の侵入リスクについて、定性的な評価を実施した。

2 マレーシアの家畜衛生体制等に関する情報

(1) 地理的状況

マレーシアは、主にマレー半島とボルネオ島北部の2つの地域から成っており、マレー半島では北側をタイ王国と、南側をシンガポールと、ボルネオ島では北側一部はブルネイ王国と、南側をインドネシアと接している（国土面積は日本の約87%）。

(2) 家畜衛生体制

農業・農業関連産業省の獣医局（DVS）が国の家畜衛生当局であり、全州13か所に州獣医部局が置かれている。通報対象となっている鳥インフルエンザ（NAI）の検査体制については、疑い事例やサーベイランス時の一次検査は地方動物衛生研究所（計7か所）において、確定検査は国立動物衛生研究所において実施される。このほか、国境検疫の実務を担う機関として動植物検疫所（MAQIS）がある。

法制度としては、家畜衛生及び獣医公衆衛生に関連する法律が存在するほか、NAI発生時の具体的な防疫措置を規定した防疫指針が整備されている。

(3) 家きんの飼養状況

2012年の家きんの飼養状況は、鶏が約1億7千万羽（うち商用ブロイラーが約1億2千万羽、裏庭養鶏として約8百万羽）、アヒルが約9百万羽となっており、ほとんどがマレー半島で飼養されている。なお、裏庭養鶏は主に地方における自家消費を目的として飼養されており、商用家きん肉とは流通が区別され、商用家きんと同一の食鳥処理場での処理や海外への輸出が禁止されている。

(4) 食鳥処理関連施設

食鳥処理場は全国で87か所あり、うち6か所がDVSにより輸出可能施設として認定されている。認定に当たっては、バイオセキュリティレベル、HACCP等の品質保証システムの遵守や、条件に合致し

た農場からの家きんのみを取り扱う等の要件を満たす必要がある。
なお、生鳥市場については、一部の民族が祭事の際に生鳥を取り扱う市場が存在するものの、これら生鳥市場もサーベイランスの対象となっているほか、NAI発生時には、政府の検疫下に置かれ、殺処分等の防疫措置が講じられることとなっている。

(5) HPAIの発生状況

マレーシアにおいては、HPAIは2004年8月に発生（以降同年11月までに計12農場で発生）、その後2006年に5事例、2007年に1事例発生し、すべて裏庭養鶏における発生であった。

(6) サーベイランス体制

パッシブサーベイランスについては、法に基づきNAIは通報対象疾病に指定されており、家きんがNAIの症状を示した場合には警察等への通報、接触のあった家きんの隔離等の義務が規定されている。また、農家からの迅速な通報を確保するため、全土を対象として月2回以上の普及活動が行われている。

アクティブサーベイランスについては、裏庭養鶏や生鳥市場も含めた家きんを飼養している農場を対象とし、一定の抽出率の下、年2回以上、ウイルス学的サーベイランスが実施されている。また、野鳥についても、野生動物局と連携して、野鳥の飛来地等においてサーベイランスが実施されている。

(7) 疾病発生時の防疫措置

HPAI発生時には、防疫指針に基づき、発生農場における殺処分、洗浄・消毒、発生農場から半径1km以内のすべての家きんの殺処分、一定地域内の家きんの移動禁止・制限、集中サーベイランスが実施される。NAIに対するワクチン接種は禁止されている。

(8) 輸出入検疫体制

動物検疫はMAQISが担当し、家きん肉及び生きた家きんの輸入に関しては、原則としてNAIの清浄性を確認した国/地域からのみ輸入を認めている。マレーシアからの輸出に関しては、海外に輸出可能となる施設は政府が監督し、DVSが輸出国向けの衛生証明書を発行する。

3 総合評価

- (1) 家畜衛生体制に関しては、組織及び法制度ともにHPAI等の重要疾病の発生予防及び発生時の防疫対応が可能な体制が整備されている。
- (2) 2007年6月の裏庭養鶏におけるHPAIの発生を最後に、同国においてNAIの発生はこれまでのところ確認されておらず、ワクチン接種も原則として禁止されている。また、生産者等への指導やNAIのサーベイランスが適切に実施されている。
- (3) 輸出入検疫に関しては、家きん肉等の輸出入に係る条件を設定するなど、適切な輸出入管理が実施されている。

以上を踏まえると、マレーシアを鳥インフルエンザ（NAI）の清浄国と認定し、一定の条件の下に同国から生鮮家きん肉等の輸入の再開を認めて差し支えないものと考えられる。